

令和3年6月16日

商工会員の皆様

長万部商工会会長 赤 塚 顕 爾

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言に係る臨時給付金について

平素は当会の運営にあたり格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の影響により、業況悪化から資金繰り等に支障をきたしている本町の商工業の一助とするため、長万部町からの補助金を受け、別添要綱により臨時給付金を交付することといたしました。

つきましては、同封の臨時給付金交付申請書に必要事項を記入のうえ、提出をお願いいたします。

記

臨時給付金の額は、次のとおりです。

(令和3年6月1日に加入している会員が対象です)

1. 商工会員（正会員） 1会員 150,000円
2. 定款会員で事業を行っている事業者 1会員 75,000円
3. 臨時給付金申請書 別紙のとおり
4. 交付要綱 別紙のとおり
5. 提出期限及び提出先 令和3年7月30日
 住所 〒049-3521 山越郡長万部町字長万部36番地
 宛先 長万部商工会事務局
 (Tel 2-2270 FAX 2-5257)

※ 感染症対策として接触を軽減するため、郵送・ファックスでの申請も可とします。

コロナ感染症に伴う緊急事態宣言に係る臨時給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発出され、さらに延長されたことから業況悪化から資金繰りに支障を来している本町の商工業の一助とするため、長万部町からの補助金を受け、当商工会員に対し、必要な助成措置を行うことにより経済面での影響を最小限度にとどめるため臨時給付金（以下「給付金」とする。）を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工会員 長万部商工会に加入する事業者（令和3年6月1日現在の会員を対象とする。）

(対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる商工業者は、長万部商工会会員である事業者とする。

ただし、次の事業者は除くものとする。

- (1) 銀行、信金、郵便局等公的要素が高い事業者
(2) 商工会費等の前年度以前の未納者。ただし、給付金の2分の1を上限に、未納分の会費等を納める者は除く。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 商工会員（正会員） 1会員 15万円
(2) 定款会員で事業を行っている事業者 1会員 7万5千円

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、給付金交付申請書（様式第1号）を商工会長に提出しなければならない。

2 商工会長は、前項の申請書を受理したときは、会員資格及び会費納入状況を確認後、ただちに 給付金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

様式第1号

長万部町緊急事態宣言に係る臨時給付金交付申請書

金	円
---	---

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言に係る臨時給付金として、上記金額を申請します。

令和3年 月 日

長万部商工会長 赤塚 顕爾 様

住 所

請求者 法人等名

代表者名

㊞

◎補助金振込先指定口座

金融機関名	・銀行 ・信用金庫 ・ ()		支店
預金種別	・普通 ・当座 ・ ()	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	漢字		
※口座名義のフリガナは、間違いのないよう通帳等を確認下さい。			